

中小企業等海外展開支援事業費補助金 (海外出願支援事業)

令和7年度公募要項

目 次

海外出願支援事業について

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 公募内容	1
4. スケジュール	2
5. 応募資格	2
6. 補助対象者の義務	6
7. 手続きの流れ	6
8. 選考について	6
9. その他	6

別 紙 暴力団排除に関する誓約事項

様式等	・ 間接補助金交付申請書
	・ 協力承諾書
	・ 添付書類一覧
	・ 役員等名簿（記載例）
	（冒認対策商標以外又は冒認対策商標申請用）

令和7年5月

一般社団法人青森県発明協会

※受付期限後の申請書類の追加修正はお受けできませんので、なるべく余裕を持って申請書を提出してください。なお、提出いただいた書類は、お返しできませんので予めご了承ください。

4. スケジュール

令和7年6月2日（月）～6月27日（金）	公募期間
令和7年7月	審査委員会による審査、採択・交付決定、採択者公表
令和8年2月13日（金）	事業完了期限
令和8年2月27日（金）	実績報告書提出期限
	※事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は提出期限のいずれか早い日までに提出
令和7年3月	補助金額の確定及び補助金の支払い

5. 応募資格

(1) 対象者

次の（ア）～（カ）に該当する青森県内に事業所を有する中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）（以下「中小企業者等」という。）。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）。

（ア）次の（a）、（b）のいずれかに該当する中小企業者等。

（a）補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等。

（b）補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等。

（イ）外国特許庁への出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。

（ウ）本要項及び中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領に定める書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等。

（エ）国及び一般社団法人青森県発明協会（以下、「協会」という。）が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力する中小企業者等。

（オ）外国特許庁への出願に当たり、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うことができ、また、中間応答の必要が生じたものについては、応答することができる中小企業者等。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することができる中小企業者等。

（カ）産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有している中小企業者等。

<留意事項>

・「構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者」であれば、農業協同組合、漁業協同組合も対象となります。

・次の（ア）～（オ）のいずれかに該当する「みなし大企業」は中小企業者に該当しません。

（ア）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等。

（イ）発行済株式総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等。

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小

た議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。

<留意事項>

- ・申請時において、既に日本国特許庁に出願（PCT国際出願を含む。）済の案件に限ります。また、マドリッドプロトコル国際出願に関しては、日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に交付申請することが必要です。
- ・外国出願の基になる国内出願の出願人名義は、交付申請者である中小企業者等であることが必要です。
- ・特許法等に基づく出願制度が整備されている国への出願のみ対象となります。
- ・商標については、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳する場合であって、基礎出願と同一内容とみなすことができる案件は対象となります。
- ・商標については、原則、日本国特許庁に出願している分類と同じ分類で外国出願するものが対象となります。外国出願の際に新たに分類を追加したものは、その追加分は認められません。ただし、ニース協定に加盟していない等で、日本と異なる商標の国際分類を使用している場合は、日本の分類と実質的に同様と認められれば、補助対象となります。

■対象となる出願の具体例■

（特許）

- ・申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、事業完了期限内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願。
- ・日本国特許庁に基礎出願はないが、申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、移行期限内に日本国特許庁、並びに事業完了期限内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、事業完了期限内に外国特許庁に対し外国出願を行う案件。

（実用新案）

- ・申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している案件で、採択後、事業完了期限内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件。
- ※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません。
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、移行期限内に日本国特許庁、並びに事業完了期限内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件。
 - ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、事業完了期限内に外国特許庁に対し外国出願を行う案件。

（意匠）

- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、事業完了期限内に優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件。
- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、事業完了期限内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、事業完了期限内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、事業完了期限内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出

- ・日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ、優先権主張に係る費用）は補助対象となりません。
- ・仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用等はその必要性が認められない限り補助対象となりません。

（６）事業期間

交付決定の日から令和８年２月１３日（金）まで

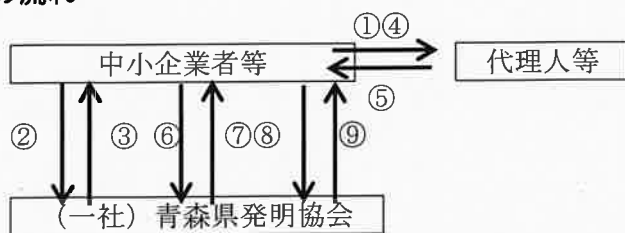
※補助対象経費に係る費用の支払いなど、全ての会計処理が令和８年２月１３日（金）までに完了することが条件となります。

６．補助対象者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- （１）事業途中での変更や中止、廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- （２）協会からの求めに応じて、事業遂行状況報告書を提出してください。
- （３）事業完了後、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）への協力承諾書に定めた必要書類を添付し実績報告書を提出してください。
- （４）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保存してください（国が実施する会計検査の対象となります）。
- （５）事業終了後５年間、各年における補助事業成果の実用化状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。

７．手続きの流れ



- ①協力承諾書により中小企業者等と弁理士等間で協力関係を構築する。
- ②中小企業者等が協会へ交付申請書を提出する。
- ③協会は、審査委員会において審査を行い、採択企業に対し交付決定する。
- ④中小企業者等が代理人等に外国出願を依頼する。
- ⑤代理人等は外国出願を実施し、出願完了後に必要書類を中小企業者等に提出する。
- ⑥事業完了後、中小企業者等は協会に添付書類とともに実績報告書を提出する。
- ⑦協会は、補助金の額を確定し、中小企業者等に通知する。
- ⑧中小企業者等は、協会に補助金の請求書を提出する。
- ⑨協会が中小企業者等に補助金を支払う。

８．選考について

協会が設置する審査委員会において採否を決定します。書類の選考を通った案件について申請者によるプレゼンテーション（非公開）により実施します。

<留意事項>

審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねますので、予めご了承ください。

９．その他

- （１）申請書などに含まれる情報は、当該事業の選考、選考結果の通知及び連絡などに使用します。
交付決定後、補助対象事業者の名称、所在地（市区）交付決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額を公表させていただきます。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき